

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

## 法 律

平成三十年十二月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

### 法律第八十八号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三項並びに」を削り、「を受けた生産者団体（第十五条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。）の構成員たる生産業者は、生産を行つた農林水産物等が第六条の登録に係る特定農林水産物等であるとき」を「に係る特定農林水産物等を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者」に、「容器」を「若しくは容器」に、「送り状」を「広告、価格表若しくは取引書類（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により提供されるこれらを内容とする情報を含む。）に付する」を「使用する」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十五号）第三条第一項の規定により農林水産大臣が指定する農林物資の種類」を「確立された農林水産物等に関する国際分類」に、「を付しては」を「若しくはこれと誤認させるおそれのある表示（以下この項及び第五条第一号において「類似等表示」といいう。）を使用しては」に改め、同項第一号中「これに類似する表示を付する」を「類似等表示を使用する」に改め、同項第二号中「商標登録出願」の下に「（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもつて当該出願に係る商標の使用（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）を除く。）」を加え「商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）」を「同法」に改め、「同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号及び次号において同じ。」を削り、同項第四号中「これに類似する表示を付して」を「類似等表示を使用して」に、「当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合又は」を「、又は」に、「者から」を「者から直接若しくは間接に」に、「又はその包装等」を「又はその包装、容器若しくは送り状」に、「直接若しくは間接に譲り受けた者が当該農林水産物等若しくはその包装等にこれら表示を付する場合」を「譲り受け、若しくはその引渡しを受ける場合」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「付する場合に」を「使用する者」に「以下」を「次項及び次条第二号において」に「付さなければならぬ」を「使用することができる」に改め、同項第一項中「付して」を「使用して」に改め、同条第三項を削る。

第四条第一項中「登録生産者団体の構成員たる生産業者は、前条第一項前段の規定により」を削り、「付する場合に」を「使用する者」に「以下」を「次項及び次条第二号において」に「付さなければならぬ」を「使用することができる」に改め、同条第二項中「付して」を「使用して」に改め、同条第三項を削り、同条第三号中「又は第三項」を削り、「これに類似する表示」を「類似等表示」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「又は第三項」を削り、同号を同条第二号とする。

第七条第一項中「第十六条」の下に「、第十六条の二第一項ただし書」を加え、同条に次の二項を加える。

4 農林水産大臣は、登録の申請があつたときは、遅滞なく、第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第七条の次に次の二条を加える。

### （登録の申請の補正）

第七条の一 農林水産大臣は、前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類に形式上の不備があり、又は当該申請書若しくは書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、相当の期間を指定して、登録の申請の補正をすべきことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録の申請の補正をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その登録の申請を却下することができる。

第八条第一項中「があつたときは、第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項第一号」を「を受理したとき（前条第一項の規定により申請の補正をすべきことを命じた場合にあつては、その補正が行われたとき）は、遅滞なく、第七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「二月間、前条第一項」を「三月間、第七条第一項」に、「供しなければ」を「供するとともに、農林水産省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十条第一項第一号中「による公示に係る登録の申請がされた後」を「により登録の申請が受理された後（第七条の二第一項の規定により申請の補正をすべきことを命じた場合にあつては、その補正が行われた後）」に改める。

第十二条第一項中「があつた場合（第八条第一項に規定する場合を除く。）」を「を受理した場合に、同条」を「第七条の二」に改める。

第十三条第一項第二号イ中「と当該」を「が、当該」に、「とが異なる」を「に適合していない」に改める。

第十五条第二項中「第七条から」を「第七条第一項から第三項まで、第七条の二から」に、「前条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、「同条から」を「第九条まで」に改める。

第十六条の見出しを「（特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第六条の登録を受けた生産者団体（前条第一項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。）は、第十二条第二項第二号に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更の登録を受けなければならない。

第十六条第三項中「及び第二項、第八条、第九条」を「、第二項及び第四項、第七条の二から第九条まで」に改め、「あつては」の下に「第七条第四項、第八条」を加え、「第一号に掲げる事項、登録番号及び第三号から第八号まで」を「第十二条第二項第一号及び第三号に掲げる事項、並びに同項第二号に、「第八条第一項中「前条第一項第一号」を「同条第四項中「とき」とあるのは、場合であつて、第十二条第二項第二号（第七条第一項第三号に係る部分に限る。）に掲げる事項に変更があるとき」と、第十二条第一号から第三号までに掲げる」とあるのは、「第十二条第二項第一号及び第三号に掲げる事項、登録番号、同項第三号から第八号まで」を「第十二条第二項第一号及び第三号に掲げる事項、同項第二号に、「同条から」を「第七条の二から」に、「同条、第九条」を「第七条の二から第九条まで」に改め、「同条第二号」を「第七条の二」に改め、「同項第一号」とあるのは、「同項第三号」と「を削り、同条の次に次の二条を加える。